

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 5 月 9 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第33号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和6年12月」を「令和7年12月」に改める。

附則第6項中「令和7年4月30日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する条例附則第6項の規定は、同日以後に支給する特別職の職員の給料月額について適用する。